

令和8年度軽井沢町商工会 軽井沢ブランド募集要領

1、軽井沢ブランドについて

- 軽井沢町商工会のメンバー（会員企業）が開発しまたは販売する商品、サービスを、「軽井沢らしさ」を基準に「軽井沢ブランド」と認定し、この「軽井沢ブランド」を広く町内外に知らしめる事をもって、メンバー企業の成長と軽井沢のイメージアップに努めます。
- 「軽井沢ブランド」とは、軽井沢らしい商品サービスで、
 - ①原材料が軽井沢産
 - ②製造や加工が軽井沢にて行われたもの
 - ③デザイン、加工方法がメンバー企業の独自、オリジナルのもの
 - ④軽井沢の魅力を伝えられるもの
 - ⑤軽井沢の歴史、文化を継承、伝えるもの
 - ⑥品質、完成度、味など、上質であるもの
 - ⑦安全、安心が保証できる
 - ⑧生産、販売、表示などの関連法令を遵守している
 - ⑨デザイン、ネーミングにおいて、オリジナリティがあり、盗用などがない

詳細は次の通りです。

2、軽井沢ブランド認定基準

基準項目	基準内容	適用商品
産地基準	1 → 軽井沢産の原材料を主（軽井沢産が70%以上）に使用した商品 （例：黒豆「華大黒」、そば粉、キャベツ、レタス等軽井沢でとれるもの） 2 → 軽井沢ゆかりの素材、文化、歴史をテーマにした商品等 （例：スイーツ、菓子、虹マス、ジャム等） 3 → ※技術基準による 特色ある発想、軽井沢町内の技術・製法により製造・加工された商品 （例：工芸品、工業製品、木工品等） 上記、現在販売している既存の商品及び新しい商品	食品（例：菓子パン類、ジャム類、穀物や野菜・果実等の加工品、飲食店・宿泊施設などで提供している料理など）、 工芸品、工業製品、木工品、その他
事業所基準	基本は 町内製造・加工（素材は、町内外産どちらでも良い）	食品、工業製品、工芸品、木工品、その他

	但し、素材が軽井沢産の場合(軽井沢産素材が 70% 以上)、他地区での製造・加工でも良い 無形資産においては所有者・管理者の主体について	
技術基準	商品は、特色ある発想、軽井沢町内の技術・製法により製造・加工されたものであること	食品、工業製品、工芸品、木工品、その他
地域性基準	軽井沢ブランド募集要領の目的に合致し、特に独自性・優位性を有し軽井沢を表現するものであること。 無形資産については、町民が関わりながら整備・保全がされており、観光資源として寄与できるか。	食品、工業製品、工芸品、木工品、その他
生産性基準	商品の生産体制が確立され、将来にわたり計画的に生産し、消費者に提供できるものであること	食品、工業製品、工芸品、木工品、その他
法令基準	商品の生産、販売が法令を順守して行われたものであること	食品、工業製品、工芸品、木工品、その他

3、応募方法について

- (1) 軽井沢ブランド認定申請書・申請商品概要提出資料に、申請手数料 5,000 円(2 品目以降 1 品目当たり 1,000 円)を添えて提出して下さい。
商品等現物の提出は後日改めて通知します。(認定規則第 1 条、第 2 条、第 9 条)
※申請書等の様式は、商工会ホームページよりダウンロードできます。
※ご提出いただいた申請書類一式は返却いたしません。
- (2) 応募資格：商工会員であること。または、商工会員になること。
- (3) 応募先：軽井沢町商工会 〒389-0112 軽井沢町中軽井沢 9-3
TEL 0267-45-5307 FAX 0267-46-1498
メール office@shokokai.karuizawa.nagano.jp
- (4) 募集期間：令和 8 年 10 月 15 日(木) ～11 月 30 日(月)
- (5) 認定審査及び発表 令和 9 年 1 月中に開催し、2 月中に応募者に結果を通知し、認定式を 3 月中に開催予定。
- (6) その他
 - ・認定した商品等には商工会が作成した「軽井沢ブランド認定マークシール」を貼付して販売することになります。
 - ・認定品は商工会 HP などで広く宣伝し、販路開拓等の支援を行います。
 - ・詳しくは軽井沢ブランド認定規則をご覧ください。(商工会 HP 上に掲載)